

【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和8年2月3日

秋田県立大曲技術専門校長 齊藤 司

次のとおり秋田県立大曲技術専門校に自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 自動販売機の設置場所貸付
- (2) 設置場所、設置台数及び仕様等は「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

2 契約条項を示す場所及び日時

秋田県公式W e b サイト「美の国あきたネット」への掲載による。

3 入札参加申込期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和8年2月3日(火)から令和8年2月13日(金)までの日(秋田県の休日を定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所

〒014-0052 秋田県大仙市大曲川原町2-30

秋田県立大曲技術専門校 総務チーム (電話番号0187-62-2457)

4 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

秋田県大仙市大曲川原町2-30

秋田県立大曲技術専門校 会議室

(2) 日時

令和8年2月27日(金) 午前10時

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号及び第6号に規定された暴力団及び暴力団員でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定された暴力団と密接な関係を有しないこと。

※暴力団と密接な関係を有するとは、次のいずれかに該当することをいう。

ア 暴力団員が役員になっている又は実質的に関与している。

イ 暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者(役員を除く。以下「監督責任者」という。)として使用し、又は代理人として選任している。

ウ 次に掲げる行為をしている。(事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした場合に限る。)

(ア) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為

(イ) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他の財産上の利益の供与をする行為

(ウ) (ア)又は(イ)に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定を受けた者を除く)でないこと。

(5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(6) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること。

(7) 自動販売機の設置業務において、過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくするこれらの業務を全て誠実に履行した実績を有していること。

(8) 秋田県税を滞納していないこと。

6 入札保証金及び契約保証金

免除する。

7 入札説明書、仕様書及び入札参加申込書等の交付

秋田県公式Webサイト「美の国あきたネット」への掲載による。

8 問い合わせ先

3(2)に同じ。

9 その他

詳細は入札説明書及び仕様書等による。